

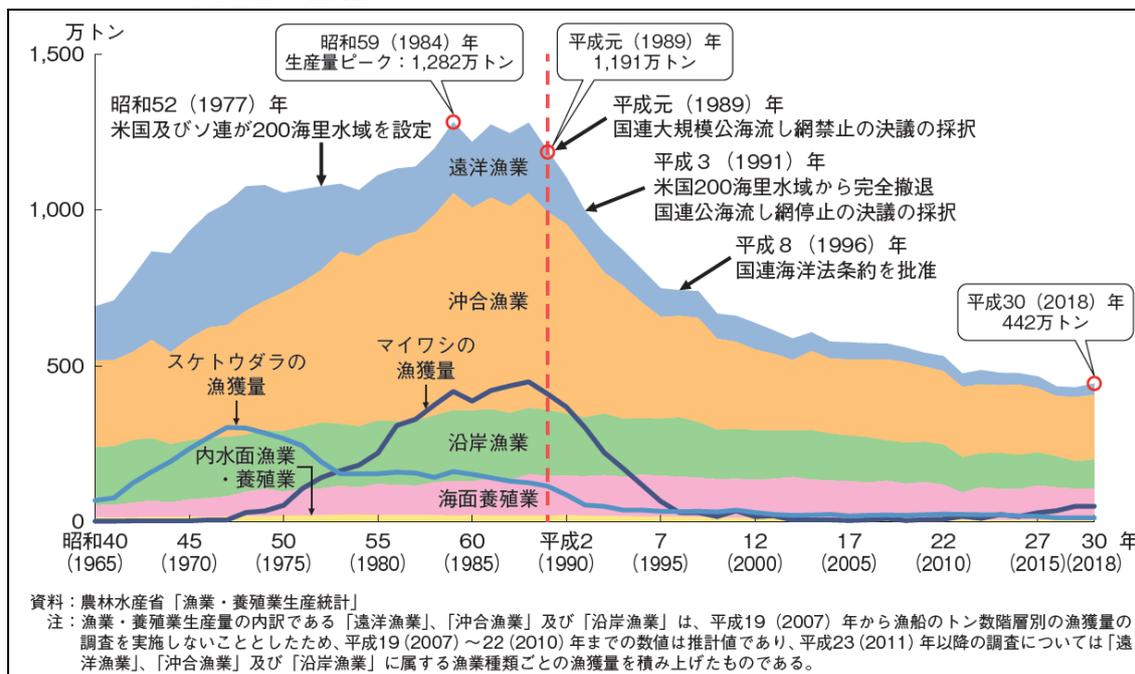
第2 行政評価・監視結果

1 浜プランの概況など

(1) 近年の漁業・養殖業の現状

我が国の漁業・養殖業の生産量は、昭和59年にピーク（1,282万トン）を迎えた。その後、主に沖合漁業によるマイワシの漁獲量の減少の影響により、平成7年頃にかけて急速に減少し、その後は緩やかな減少傾向が続いており、平成30年の漁業・養殖業の生産量は442万トンとなっている（図1-1-①参照）。

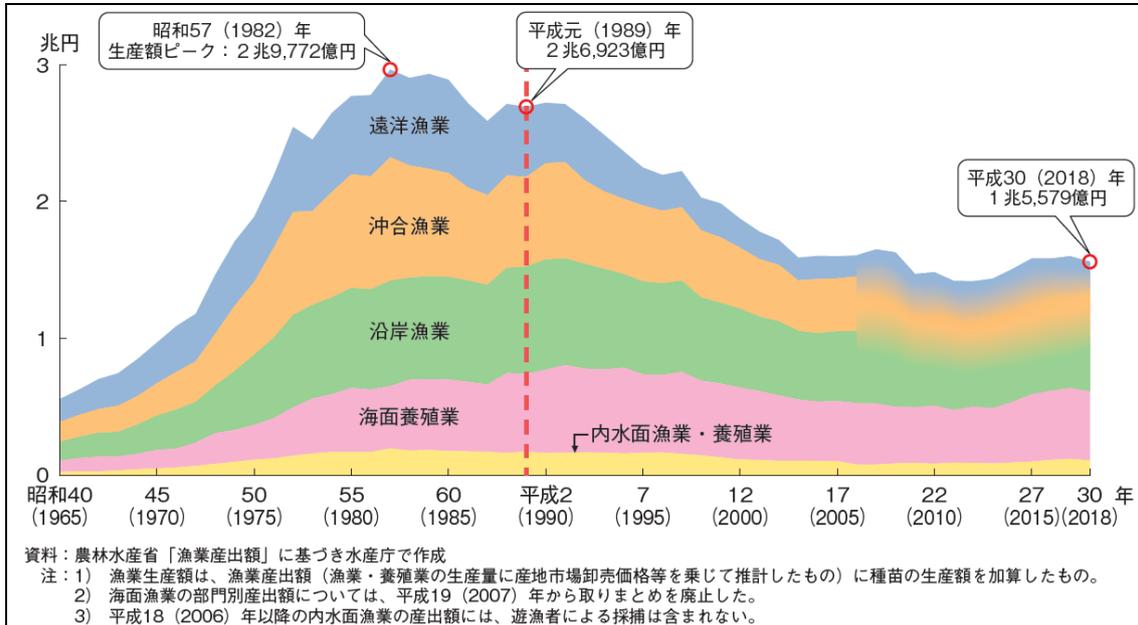
図1-1-① 我が国の漁業・養殖業の生産量の推移及び漁業・養殖業を取り巻く状況の変化



(注) 令和2年版水産白書による。

漁業・養殖業の生産額については、資源量が減少する中で、漁業者や漁船の減少などに伴う生産体制のせい弱化や、国民の「魚離れ」による消費量の減少などにより、昭和57年をピーク（2兆9,772億円）に長期的に減少している。近年増加の傾向はみられるものの、平成30年には1兆5,579億円となっている（図1-1-②参照）。

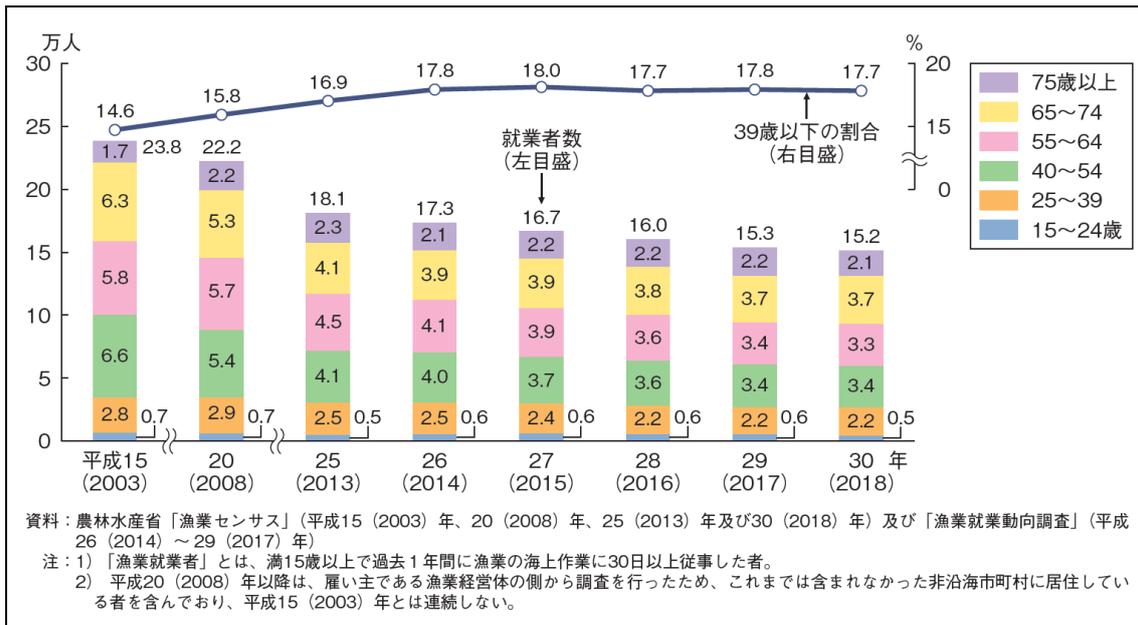
図 1-(1)-② 我が国の漁業・養殖業生産額の推移



(注) 令和 2 年版水産白書による。

また、漁業就業者数については、一貫して減少傾向にあり、昭和 58 年の約 44.7 万人から平成 30 年には約 15.2 万人 となっており、高齢化についても進行している状況にある（図 1-(1)-③参照）。

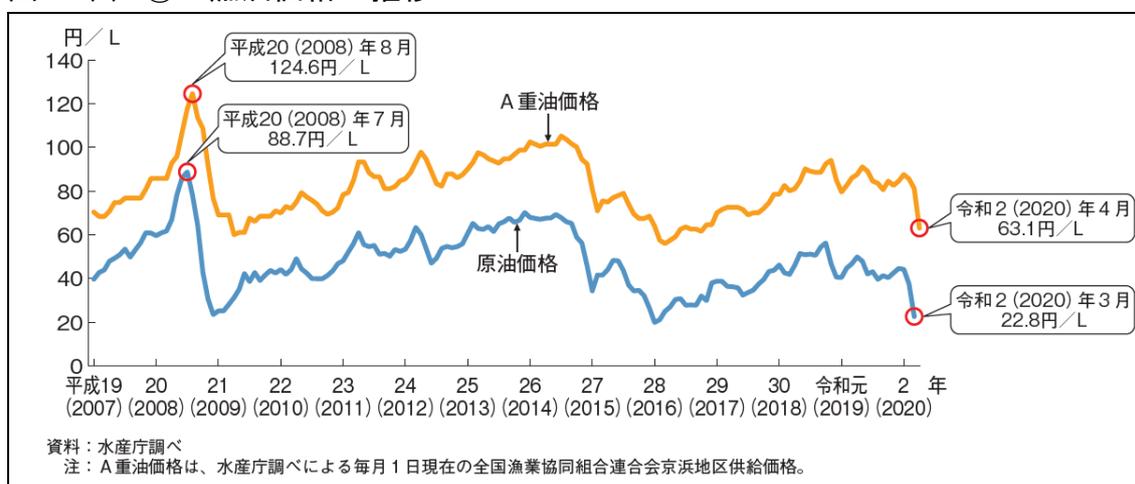
図 1-(1)-③ 我が国の漁業就業者数の推移



(注) 令和 2 年版水産白書による。

さらに、漁労支出¹に占める燃油の割合は、沿岸漁船漁業を営む個人経営体で約17%、漁船漁業を営む会社経営体で約15%を占めており、燃油の価格動向は、漁業経営に大きな影響を与える。燃油価格は、新興国における需要の拡大や為替相場の変動などの様々な要因により大きく変動する。燃油価格の水準は平成28年以降上昇傾向で推移したが、令和2年2月以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により世界の経済活動が停滞し原油需要が減退するとの懸念が高まったことなどから燃油価格が大幅に下落している（図1-(1)-④参照）。

図1-(1)-④ 燃油価格の推移



(注) 令和2年版水産白書による。

以上のように、漁業を取り巻く状況は厳しく、このままでは漁村の活力の低下を招き、漁村の荒廃や漁業の衰退につながるおそれがあるため、漁業者の経営改善が急務となっている。

我が国では、多様な漁法により多様な魚介類を対象として漁業が営まれている背景もあり、漁業の振興のための地域の漁業の課題は様々である。これを有効に解決するためには、トップダウンによる画一的な方策ではなく、それぞれの地域が置かれている状況に即して、漁業者自身が検討した取組を実行し、振り返りを行っていくことが必要となる。このようなことから、水産庁は、地域の漁業の課題を漁業者自らが市町村などとともに考え、解決の方策を取りまとめて実施する施策として浜プランを開始した。

¹ 漁業を行う上での漁網費などの支出

(2) 浜プランの概要

ア 浜プランの目的及び全体の流れ

前述のような状況を踏まえ、水産庁は平成 26 年度より、浜プランを通じた漁業・漁村地域の活性化策に取り組んでいる。浜プランは、水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた浜ごとの計画であるとされている²。

具体的には、「漁業・漁村地域の活性化に当たっては、「浜」単位で取り組むことが望ましい」、「各地域の実情に即した形で、自ら足りない部分を明確にし、それを克服して所得向上（中略）を目指す具体的な行動計画である「浜プラン」（中略）を実践することが重要である」とされている³。また、「浜プランについては、各地域の漁業収入向上と漁業コスト削減の具体的な対策の実施により漁業所得を 5 年間で 10%以上向上させることを目指す」、「この際、着実に PDCA サイクルを回していくことが重要」であるとされている³。

また、「改革に取り組む意欲のある漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容及び改善目標を定めた浜の活力再生プランを策定し、実行することにより、漁村における漁業者の所得向上を実現させ、もって漁村の活性化を図る必要がある」とされている⁴。

浜プラン全体の流れとしては、図 1-(2)-①のとおり、再生委員会の設置から上述の浜プランの策定、取組の実施、評価・分析となっている。この取組の実施と評価・分析については、5 年間の実施期間の最終年度に、再生委員会が自ら 5 年間の取組の評価・分析を行い、達成状況報告書を作成の上、都道府県を通じて水産庁へ提出することとされている⁵。また、それに加え、水産庁はプラン承認後～4 年目までの毎年度の達成状況報告書の提出を、再生委員会に任意で求めている⁶。

² 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定。令和 2 年 12 月 15 日改訂）（資料 1-(2)-①）の記述による。

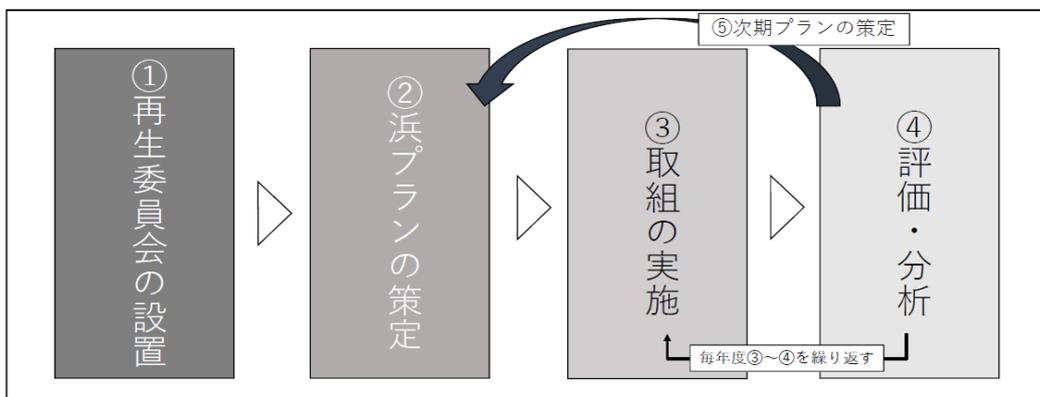
³ 「水産基本計画」（平成 29 年 4 月 28 日閣議決定）（資料 1-(2)-②）の記述による。ここでいう「浜」とは、おおむね水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する水産業協同組合の一つである漁業協同組合の単位、という趣旨である。

⁴ 「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2656 号農林水産事務次官依命通知（令和 2 年 3 月 31 日最終改正））。以下「浜プラン通知」という。（資料 1-(2)-③）の記述による。

⁵ 浜プラン通知（資料 1-(2)-④）の記述による。以下、浜プラン通知により最終年度において義務的に提出されるものを「達成状況報告書」という。

⁶ 「浜の活力再生プラン達成状況報告書」の提出について（依頼）（平成 28 年 1 月 26 日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）（資料 1-(2)-⑤）の記述による。以下、当該事務連絡により平成 26 年度～29 年度において任意に提出されるものを達成状況中間報告書という。達成状況報告書と達成状況中間報告書の報告内容は、ほぼ変わらないものとなっている。

図 1-(2)-① 浜プラン全体の流れ



(注) 水産庁の資料を基に当省が作成した。

イ 浜プランの策定

浜プラン通知においては、浜プランの策定主体は、再生委員会とされており、必須の構成員として、市町村と地域で水産業の中核をなす漁業関係機関が規定されている⁷。

浜プランは再生委員会が中心となって策定し、関係者の合意を得た上で、都道府県を通じて水産庁長官に承認申請を行うものであり、その際、都道府県は、浜プランが都道府県及び関係する市町村の施策に整合していることを確認することとされている。水産庁においては、目標達成が見込まれる計画であるかなどの確認を行い、浜プランが要件を満たす場合、都道府県を通じて各再生委員会に承認の通知を行う。

浜プランに定める主な事項は、浜プラン通知（資料 1-(2)-⑦参照）において定められており、具体的には表 1-(2)-①のとおり「活性化の取組方針」、「目標」などが記入される。

表 1-(2)-① 浜プランに定める主な事項

区分	主な事項（概要）
再生委員会の構成員、対象となる地域の範囲・漁業の種類	（再生委員会の構成員） 市町村、漁業関係機関（水産業協同組合又は漁業者団体など）、漁業者、取組に参加する加工業者・流通業者等 （対象となる地域の範囲） 市町村若しくは漁業が行われている一定の地域。市町村の域内 が範囲とされることが多い。

⁷ 浜プラン通知（資料 1-(2)-⑥）の記述による。漁業関係機関とは、水産業協同組合や漁業者団体などを指す。なお、本報告書では、漁業者団体も含めて単に「漁協」という。

	(対象となる漁業の種類) 沿岸漁業、底曳き（そこびき）網漁業、養殖業などその地域で 主に行われている漁業
地域の現状	当該浜プランで対象となる地域及び水産業の現状や課題（例： 漁獲量の減少、担い手の高齢化）
活性化の取組方針	漁業収入向上及び漁業コスト削減に向けた取組の具体的な内 容、取組スケジュールなど。1年目～5年目と年度別に記入
目標	浜プランの対象とした漁業者の所得が、当該浜プランに掲げる 目標年度までの5年間に10%以上増加する目標
関連施策	浜プランで活用予定の関連施策や事業の内容など

(注) 浜プラン通知を基に当省が作成した。

ウ 浜プランの取組

再生委員会では浜プランに基づき、漁業所得を5年間で10%以上向上させるために、主に「漁業収入向上」の取組や「漁業コスト削減」の取組を行っている。「漁業収入向上」の取組例としては、漁獲物の鮮度・品質管理や選別の徹底など、「漁業コスト削減」の取組例としては、省エネ機器の導入や協業化による人件費削減などが挙げられるが、各地域で漁業の種類や漁業者の置かれている状況、対象とする魚介類は異なることから、取組内容は各浜プランによって様々となっている。例えば、漁獲物の高鮮度処理を行い魚価の向上を目指す取組を中心として行っているものや、養殖魚の加工と出荷量の増加を目指す取組を中心として行っているものなどが存在し、取組の進め方は多様なものとなっている(図1-(2)-②参照)。

図 1-(2)-② 浜プランの取組のイメージ図

区分	イメージ図	備考
<p>種苗放流 ※漁業収入 向上</p>		<p>出典： 茨城県栽培漁業協会</p>
<p>高鮮度化 の取組 (活締め (いきじめ)) ※漁業収入 向上</p>		<p>出典： 2018 年度 浜の活力 再生プラン 優良事例 表彰受賞 事例集</p>

<p>加工品開発 ※漁業収入向上</p>		<p>出典： 2017 年度 浜の活力 再生プラン 優良事例 表彰受賞 事例集</p>
<p>船底清掃 ※漁業コスト削減</p>	<p>清掃前の船首と船底</p>  <p>清掃後の船首と船底</p> 	<p>出典： 水産庁資料</p>

(注) 水産庁などの資料による。

エ 浜プランの評価・分析

各再生委員会は5年間の実施期間の最終年度に達成状況報告書を、浜プラン承認後から4年目までについては達成状況中間報告書を水産庁に提出することとされている。達成状況報告書及び達成状況中間報告書には、表1-(2)-②のとおり、主に「成果目標の状況」、「浜プランの取組に対する事後評価」などを記入することとされている。

この仕組みは、着実にPDCAを回すための手法の一つと考えられる。

表 1-(2)-② 達成状況報告書及び達成状況中間報告書の主な記入事項

項目	報告内容	備考
1 地域の現状(浜プランの取組開始前)	「関連する水産業を取り巻く現状等」、「その他の関連する現状等」	浜プランに基づき記載
2 成果目標の状況	「数値目標」、「目標値の算出方法及びその妥当性」	浜プランに基づき記載
	「数値目標の達成状況(各年度の漁業所得・基準年との比率、漁業所得の増加額(実績値)、漁業所得の増加率(実績値))」、「実績値の算出方法及びその妥当性」	
3 浜プランの取組に対する事後評価	「漁業収入向上のために行った取組内容及び評価」、「漁業コスト削減のために行った取組内容及び評価」、「取組の総合評価」	
4 地域の現状(浜プランの取組を踏まえて)	「関連する水産業を取り巻く現状等」、「その他関連する現状等」	達成状況報告書のみ記入
5 今後について	1年目の活動実績及び評価を踏まえて、2年目から5年目までの取組の方向性について記入	

(注)「浜の活力再生プラン達成状況報告」の提出について(依頼)(平成28年1月26日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課)(資料1-(2)-⑤、再掲)を基に当省が作成した。

水産庁は、「1期目プランの取組を評価(成功した取組と結果が出なかった取組の要因検討など)し、それを踏まえた対策を明記(PDCAサイクルの実行)」するといった考え方を示しており⁸、2期目浜プランの策定においては1期目の評価を踏まえた取組の変更や修正が予定されている。

また、2期目浜プランでは水産庁から、表1-(2)-③のとおり「サブ指標(所得目標以外の成果目標)」などについて、1期目からの変更点や留意点が示されている⁹。

⁸ 「浜の活力再生プランの実施状況等について」(令和元年10月水産庁ブロック会議資料)(資料1-(2)-⑧)の記述による。このブロック会議は、全国漁業協同組合連合会と水産庁が主催する会議で、北海道、東北、関東・東海・北陸、近畿・四国・中国及び九州の各ブロックにおいて、都道府県や市町村の担当者に対し浜プランに関する情報共有などを行うもの

⁹ 「第2期浜の活力再生プランの策定について」(平成30年4月23日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課)(資料1-(2)-⑨)の記述による。

表 1-(2)-③ 1 期目浜プランに対する 2 期目浜プランの主な変更点

2 期目浜プランでの変更点・留意点	概要
サブ指標（所得目標以外の成果目標）の設定欄の追加	漁業所得は、他地区の漁獲状況や燃油の国際価格の状況などに大きく左右される場合もあることから、これらに左右されない、取組の成果を端的に表現する目標を設定する。
新たな取組の追加について	<p>更なる漁業所得の向上を図る観点から、従来を取組に加え、新たな取組の追加にあたり、以下の項目の追加を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たな所得向上機会に資する異業種との連携 (2) 新たな技術（生産コスト削減等に資する ICT や付加価値向上に資する冷凍技術など）の導入 (3) 取組が共通する浜と浜との連携（各浜の取組の合理化や効率化） <p>このほか、地域活性化を通じた漁業所得の向上が期待される、渚泊（なぎさはく）など地域振興施策の取組の追加 など</p>

(注) 水産庁の資料を基に当省が作成した。

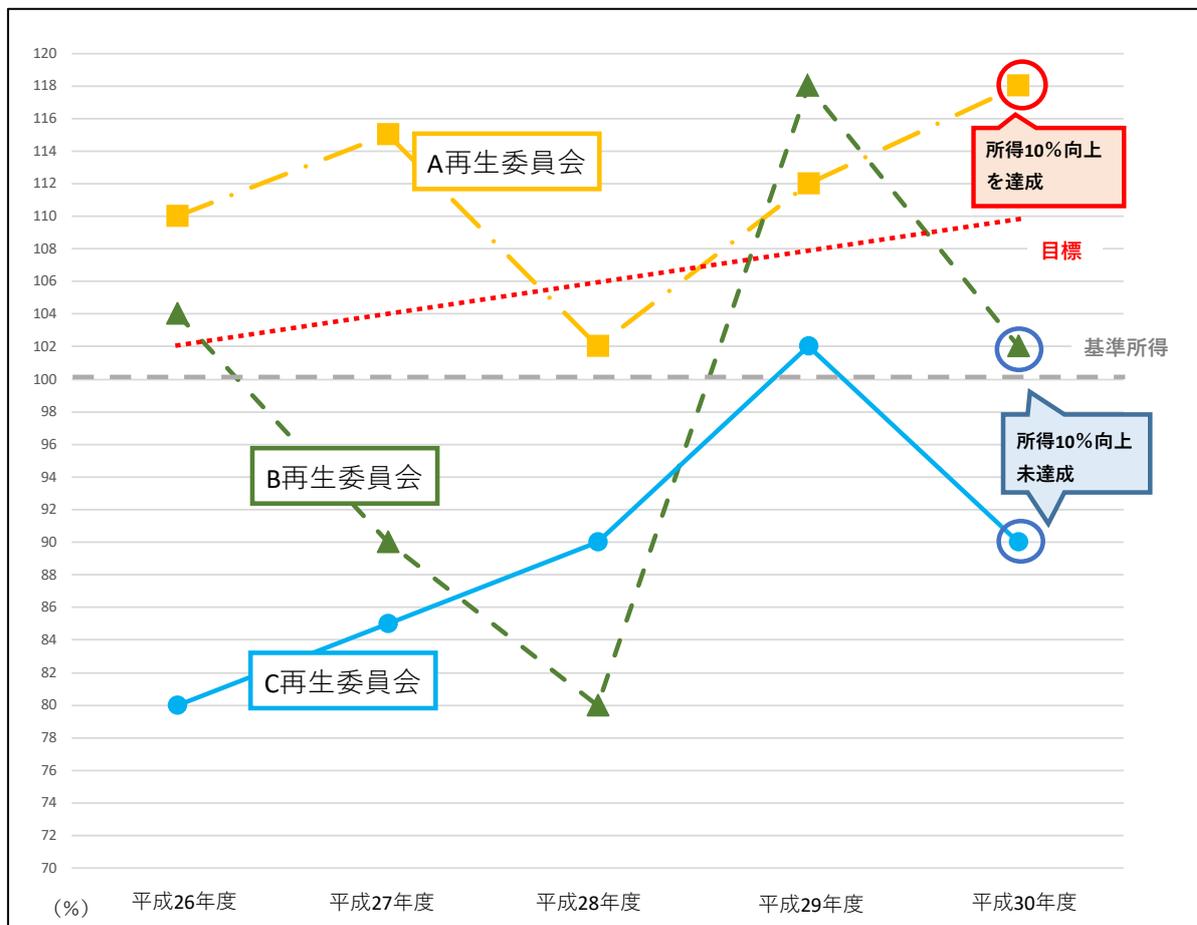
オ 浜プランにおける目標

浜プランは、各地域における漁業収入向上と漁業コスト削減のための具体的な対策の実施により漁業所得を 5 年間で 10%以上向上させることを目指すこととされているため、策定に際しては、各再生委員会において浜プラン開始前の漁業所得を「基準所得」として算出し、それを 5 年間で 10%以上上回るよう所得目標を設定することとされている¹⁰。

また、図 1-(2)-③のとおり、各年度別に漁業所得向上を評価する場合には、おおむね 1 年目が基準所得の 102%、2 年目が 104%、という形で 5 年目に 110%以上を目指す形で評価している。しかし、漁業所得は好不漁などの外的要因に大きく左右されることもあり、年度ごとに振り幅が大きく、浜プランの実施期間において、想定しているような漁業所得の増加がなされない場合がある。水産庁では、このような場合でも、5 年目に 10%以上の漁業所得向上が図られれば、浜プランの評価においては目標達成したもものとして取り扱うこととしている。

¹⁰ 浜プラン通知において、「当該プランの対象となる漁村地域における関係漁業者の所得が、当該プランに掲げる目標年度までに 1 割以上増加することが見込まれること」が浜プラン承認の要件の一つとされている。

図 1-(2)-③ 浜プランの年度別所得目標と達成状況の例（イメージ）



(注) 水産庁の資料を基に当省が作成した。

カ 浜プランのスケジュール

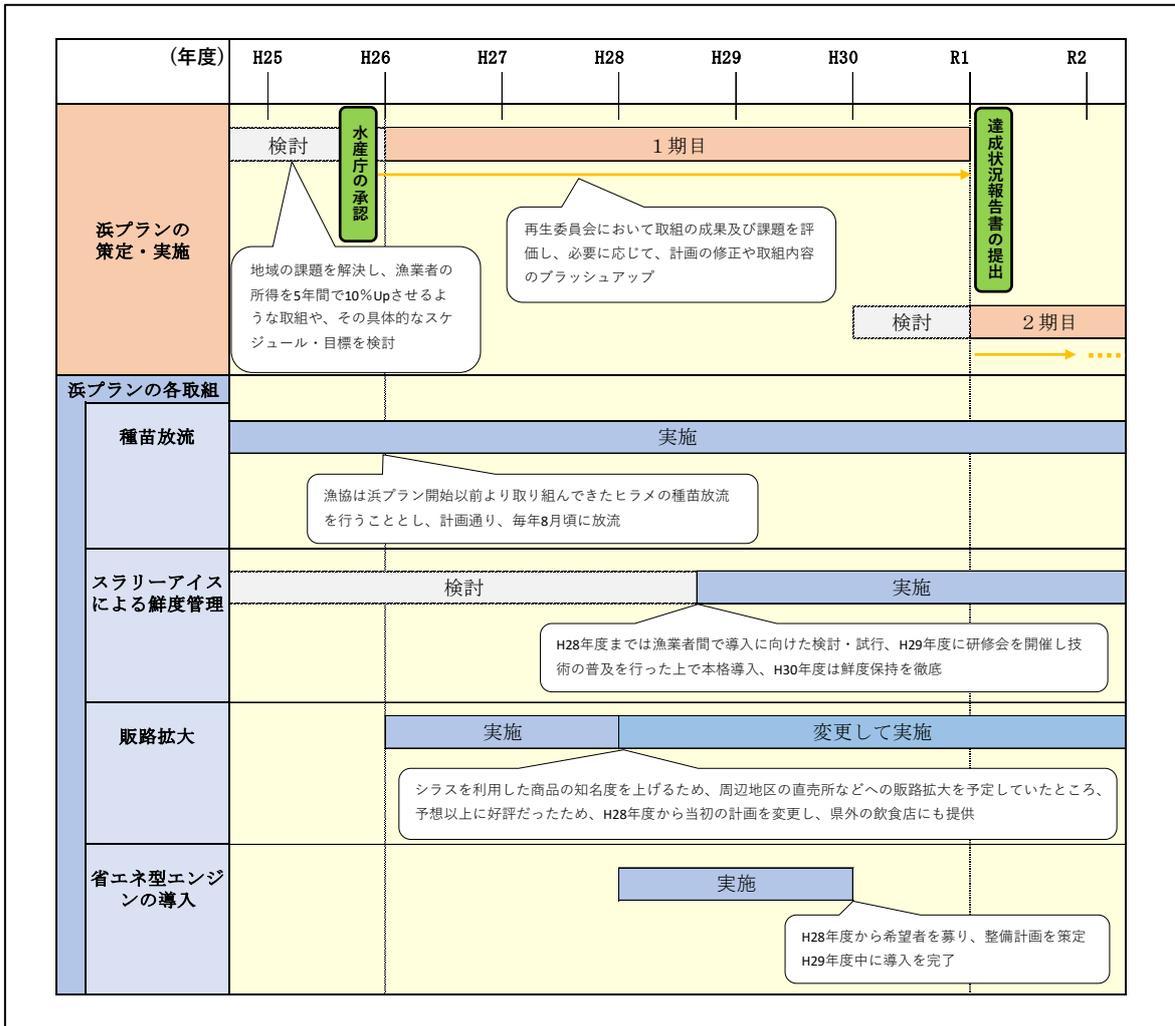
浜プラン通知では、浜プランの実施期間は原則 5 年間とされている¹¹。また、浜プランの策定に向けて水産庁が発出した事務連絡など¹²によると、平成 26 年度を初年度とする 1 期目の浜プラン策定から実施に係るスケジュールはおおむね図 1-(2)-④のとおりである。

各取組については、5 年間を通して行われるものが多いが、単年のみのものや浜プラン開始以前から行われていることを継続して行うものなども存在し、取組ごとに実施スケジュールは異なる。

¹¹ 浜プラン通知において「浜の活力再生プランの実施期間は 5 年以内とするが、当該期間を超えて当該プランと連携して実施する事業がある場合には、当該事業の終了年度を当該プランの終了年度とする」とされている。

¹² 「平成 25 年度内の手続き及び調査のお願いについて」（平成 26 年 3 月 7 日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）（資料 1-(2)-⑩）、「水産業を核とした漁村の活性化（浜の活力再生プランについて）」（平成 26 年 2 月 6 日水産庁（平成 29 年 3 月改訂））（資料 1-(2)-⑪）の記述による。

図 1-(2)-④ 1 期目浜プランの策定・実施の流れ（イメージ）



(注) 水産庁の資料を基に当省が作成した。

キ 浜プランに関連する支援策

浜プランを通じて漁業所得の向上と漁業・漁村地域の活性化を図るため、浜プラン通知においては、浜プランに関連する国の支援策として、水産庁の承認を受けた浜プランの策定を要件とする措置や、策定により優先採択を受けられる措置が示されており、目標達成に向けた支援が集中して行われる仕組みとなっている。

浜プランの策定を要件とする支援策の例としては、浜プランに位置付けられた共同利用施設や、浜プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大などに必要な整備などを支援する「浜の活力再生・成長促進交付金」や、地域やグループによる生産体制の改革による収益の改善を実証し、普及させる「もうかる漁業創設支援事業」が挙げられる。また、策定により

優先採択を受けられる支援策の例としては、水産物の輸出先国の衛生条件に対応するために必要なモニタリングなどに要する経費を助成する「生産海域等モニタリング体制整備事業」や、有害生物の駆除を実施する際に補助を行う「有害生物漁業被害防止総合対策事業」が挙げられる¹³。

¹³ 令和2年3月時点における全ての支援策については、資料1-(2)-⑩参照

(3) 浜プランの取組状況など

ア 今回の調査対象

平成 31 年 3 月末現在、全国で 672 の地域（おおむね漁協単位）で浜プランが策定されている。このうち、過半数の 423 の地域が平成 30 年度末に終期を迎える。これらの地域においては、1 期目の浜プランにおける取組の効果・成果を検証した上で、2 期目以降も更なる漁業所得の向上を通じた漁業・漁村地域の活性化に向けた取組を行うことが必要とされるものと考えられる。よって、今回の調査においては、平成 26 年度から 30 年度までを 1 期目とした浜プランの取組を実施し、2 期目にも浜プランの取組を実施する 52 の再生委員会と、当該再生委員会が所在する都道府県や市町村を対象とした。

イ 調査結果

調査した 52 再生委員会に対し、1 期目浜プラン策定の契機について、①行政側からの提案で策定したのか、②漁協側の提案で策定したのかを尋ねたところ、①と回答した再生委員会が約 9 割であり（45 再生委員会）、②と回答した再生委員会は約 1 割（7 再生委員会）であった。各再生委員会における策定の理由などの概要は表 1-(3)-①とおりであり、多くの再生委員会が国の事業を活用するに当たり浜プランの策定が要件とされていることを理由として挙げている。

表 1-(3)-① 調査した再生委員会における 1 期目浜プラン策定理由などの概要

策定の契機	策定理由などの概要
①行政側から提案があったため策定した。 (45 再生委員会)	<浜プランの策定が要件となっている事業を活用することなどを主な策定の理由とした 36 再生委員会> <ul style="list-style-type: none">・ 省燃油活動推進事業¹⁴を平成 26 年度以降も引き続き活用していくためには、再生委員会を設立し浜プランの策定及び水産庁の承認が必要であると説明を受けたため・ 省燃油活動推進事業の活用には平成 26 年度中に浜プランの承認を受ける必要がある旨、今後は国の事業の活用には浜プランの策定が要件となる旨の説明を受けたため・ 省燃油活動推進事業の活用には浜プランの策定が要件とされていたため

¹⁴ 漁船の燃費向上のための船底状態を改善するなどの漁業用燃油消費量を減らすための活動に取り組む漁業者のグループを支援する事業

	<p><上記以外の策定の理由であった9再生委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村内で抱える課題を明確化して共有し、課題解決に向けて円滑に取り組めるようにするため ・ 魚価の低迷などの多くの課題があり、漁業関係者と行政が連携し、漁業収入向上と漁業コスト削減のための取組を推進するため
<p>②漁協側から提案があったため策定した。 (7再生委員会)</p>	<p><浜プランの策定が要件となっている事業を活用することなどを主な策定の理由とした5再生委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協組合員から、省燃油活動推進事業を活用したい旨の申出を受け、この事業の活用には浜プランの策定が要件であることが分かったため <p><上記以外の策定の理由であった2再生委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜プランの説明会に参加した結果、漁協の理事が今後の漁協の運営において浜プランが必要であると判断したため

(注) 当省の調査結果による。

水産庁は、1期目浜プランの開始に当たり都道府県の水産担当部局に対して配布した資料¹⁵において、浜プラン策定のメリットは国の支援策を受けられる点である旨の説明を行っている。

水産庁による説明を受けて、国の支援策を活用することを見込み、浜プランの策定主体となる再生委員会の設置を急がせる事務連絡を市町村に対して発出した都道府県も存在する。

浜プランの策定に当たっては、調査した52再生委員会のうち、ほぼ全ての再生委員会に対して、都道府県の水産担当部局や水産業普及指導員¹⁶、市町村から、助言やデータの提供、浜プランの内容の確認などの支援が行われていた。中には、表1-(3)-②のとおり、水産庁の考え方を整理した留意事項を管内の全再生委員会に配布するなど、独自の支援を行った例もあった。1期目ということもあり、策定の際に「必要な情報が得られなかった」とした再生委員会もあったが、基本的には、都道府県などからの支援によって解決したとしている。一方、1期目浜プランの策定に当たっ

¹⁵ 「水産業を核とした漁村の活性化（浜の活力再生プランについて）」（資料1-(3)）

¹⁶ 「水産業改良普及事業推進要綱」（平成17年3月16日付け16水推第1023号農林水産事務次官依命通知）の「第2方針」に言う水産業普及指導員。農林水産大臣の実施する資格試験に合格した都道府県の職員で、沿岸漁業者などに直に接しつつ、研究成果や技術開発の成果などを地域の条件・特性に応じた実用的技術として移転を図ることによって、沿岸漁業者などの自主的な活動などの向上を助長することなどの業務を行う。

て、表 1-(3)-③のとおり漁業者の関与や周知が十分でなかった例もみられた。

表 1-(3)-② 1 期目浜プランの策定に当たって都道府県の独自の支援があった例

1 期目浜プラン策定時において、浜プラン推進のための全道組織「推進協議会」を独自に設立して支援を実施したほか、求めに応じて、再生委員会を個別に訪問し、取組内容の検討などの支援を行った。

また、北海道本庁(水産林務部)において、水産庁の説明やコメントを整理した『「浜プラン」策定に当たっての留意事項』を作成し、北海道内の全再生委員会に配布した。当該留意事項には1 期目浜プラン各欄の記入例などが示され、水産庁からの説明や情報が更新される度に更新が行われた。(北海道)

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-③ 1 期目浜プランの策定に当たって漁業者の関与や周知が十分でなかった例

再生委員会の構成員のうち、漁業者の代表は漁協の組合長のみであり、1 期目浜プラン策定段階で漁業者の関与がほとんどなく、意見を聞く機会などは設けられていなかった。また、策定した浜プランは漁業者に配布しておらず、取組内容についての説明も行っていないなど、策定後も漁業者が浜プランの内容を知る機会が乏しい状況にあった。

(注) 当省の調査結果による。

調査した 52 再生委員会においては、合計で 683 の取組 (1 再生委員会あたり平均約 13 取組) が行われていた。取組の概要は表 1-(3)-④のとおり、漁業収入向上のための種苗放流や販路の拡大などの取組が約 67%、漁業コスト削減のための船底清掃や操業時間の短縮などの取組が約 25% となっている。

表 1-(3)-④ 調査した再生委員会における浜プランの取組の概要

区分	概要
漁業収入向上のための取組 < 455 取組、66.6% >	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲量増大を目指した種苗放流、食害動物駆除、資源管理の強化など ・ 魚価の向上を目指した高鮮度化の取組、シャーベット氷の活用、活魚出荷など ・ 売上の増加を目指した低・未利用魚などの加工品開発、

	販路の拡大、直接販売など
漁業コスト削減のための取組 <173 取組、25.3%>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船底清掃や減速航行、漁船のメンテナンスの強化など ・ 操業時間の短縮や操業隻数の削減など
その他の取組 <55 取組、8.1%>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業就業への支援イベントなどへの参加、漁業経営セーフティーネット構築事業¹⁷への漁業者の加入促進など

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 683 取組の状況である。

調査した 52 再生委員会の 683 取組のうち、取組を「実施せず」又は「一部実施したが現在は中止」となっているものが 38 再生委員会で 149 取組（全ての取組に対し、「実施せず」などとなっている取組の割合は 21.8%）であった。「実施せず」などの状況となっている取組の主な理由としては、不漁や人手不足などが挙げられているが、表 1-(3)-⑤のように、関係者の合意形成ができなかったことや、事前の課題抽出や実現可能性の検討が不十分であったことを理由とするものもみられた。

一方、表 1-(3)-⑥のように既に取り組んでいた浜プランについて、浜の状況などに鑑み、期間中に取組内容の見直しを行うことによって、課題解決や更なる漁業収入向上につなげた例もみられた。

表 1-(3)-⑤ 取組が実施できなかった例

<p>【浜プラン策定時の検討が十分でなかった例】</p> <p>観光ダイビングの導入を予定していたが、浜プラン策定時に実現可能性の検討を十分に行わなかったため、インストラクターの確保や、当初の予定になかった研修などに時間が掛かり、5年間の期間中に導入できなかった。</p>
<p>【漁協内での引継ぎや合意がされなかった例】</p> <p>漁協職員による漁獲物の直接販売の取組が予定されていた。しかし、経費や人員の余裕がないことや、浜プランの途中で漁協の役員の交代が行われた際、後任の役員の取組方針に変更があり、関係者の合意ができなかったため、直接販売は実施されなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

¹⁷ 漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料価格が上昇したときに影響を緩和するための補填金を交付するセーフティーネットを構築する事業

表 1-(3)-⑥ 浜プランの期間中に取組内容の見直しを行った例

【取組中に生じた課題を解決するため浜プランを見直し、漁業所得向上につなげた例】

浜プランに取り組む中で、養殖魚の価格が安定しないこと、また、加工においては身割れ現象が生じるなどの課題が生じていた。そのため、養殖魚を計画的に漁獲・加工し、販売価格の安定化を目指すため、浜プランの見直しを行い、養殖用の生簀（いけす）係留施設の新設並びに養殖ブリのフィレ加工時の身割れ現象の原因究明及び対策を実施したところ、平成 26 年度に 4 万尾の加工尾数が 30 年度には約 14 万尾に増加した。（宿毛湾再生委員会）

（注）当省の調査結果による。

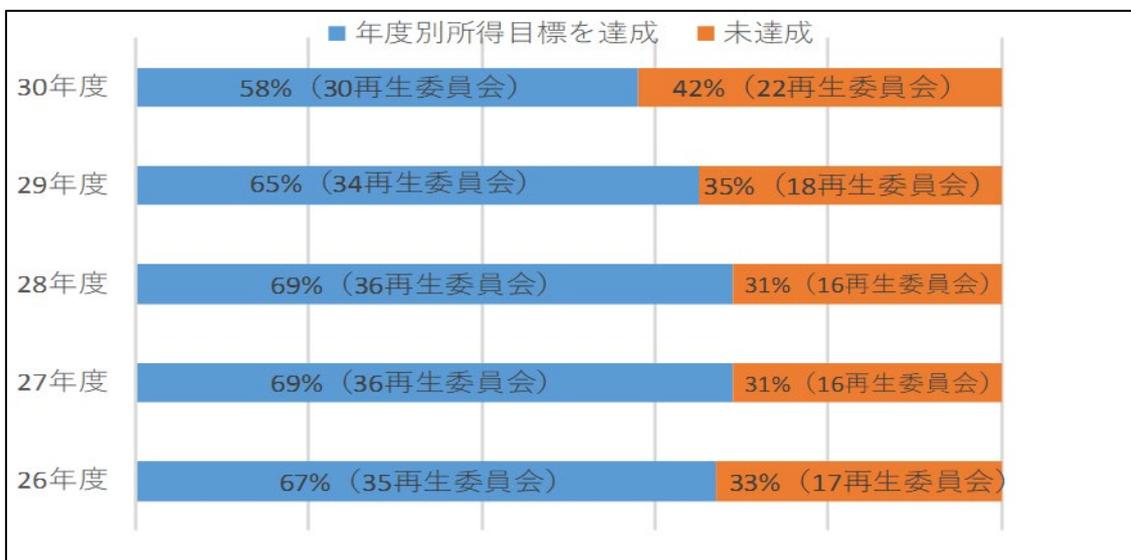
調査した 52 再生委員会の 1 期目浜プランの目標達成状況をみると、約 6 割が達成、約 4 割が未達成となっている。この割合は、水産庁が公表している¹⁸全国の傾向（目標達成地区 61%、未達成地区 39%）とほぼ同じ状況であった。

また、各年度別の目標の達成状況についても、図 1-(3)-①のとおり、おおむね 6 割～7 割の再生委員会が目標を達成している。

さらに、1 期目浜プランの実施期間である 5 年間の各年度に設定された漁業所得向上の目標の達成回数をみると、図 1-(3)-②のとおり、5 年連続で目標を達成している再生委員会（17 再生委員会）がある一方で、5 年連続で目標を一度も達成できなかった再生委員会（5 再生委員会）も存在する。

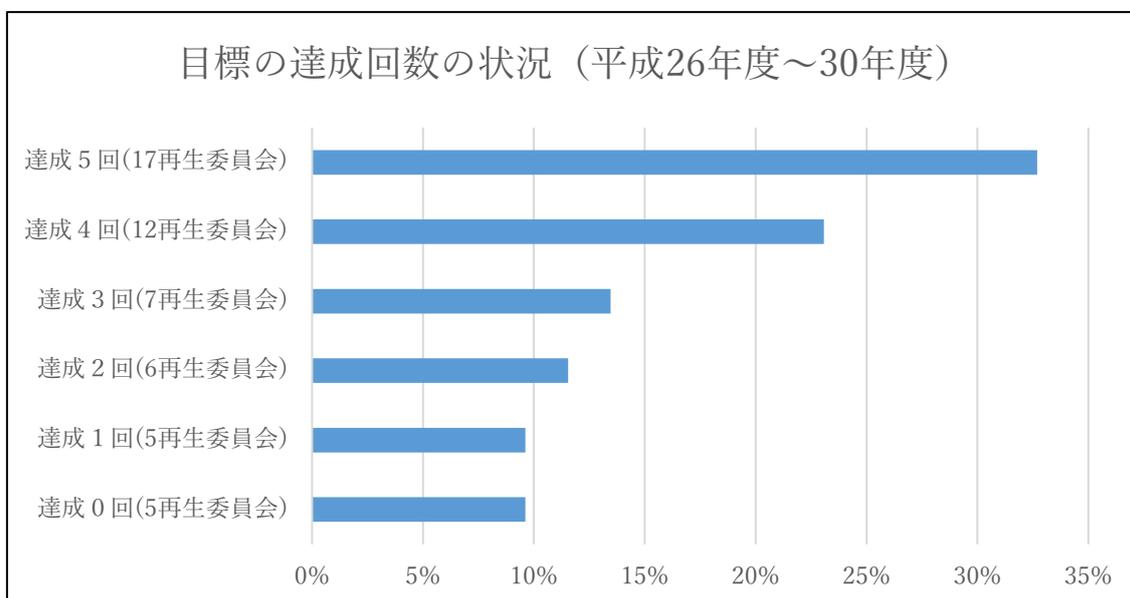
¹⁸ 令和元年度水産白書（<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R1/index.html>）の記述による。

図 1-(3)-① 調査した再生委員会における漁業所得を5年間で10%以上向上させる目標の年度別の達成状況



(注) 当省の調査結果による。

図 1-(3)-② 調査した再生委員会における漁業所得向上の目標の達成回数(状況) (平成26年度～30年度)



(注) 当省の調査結果による。